

# リスク管理規程

## （目的）

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）の事業運営におけるリスクの防止及び当法人の損失の最小化を図るため、リスク管理及び緊急事態への対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## （適用範囲）

第2条 本規程は、当法人の役員及び職員（以下「役員等」という。）に適用する。

## （定義）

第3条 本規程における「リスク」とは、不祥事の発生、当法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因により、当法人に物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての具体的可能性をいう。

## （基本的責務）

第4条 役員等は、業務の遂行に当たり、法令、当法人の定款及び内部規程に定められたリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

## （リスクの回避等の措置）

第5条 役員等は、業務の遂行に当たり、リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、当該リスク発生の回避又は損失の極小化のために必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

## （リスク発生時の対応）

第6条 役員等は、リスクの発生を認知したときは、これに伴って生じる当法人の物理的、経済的又は信用上の損失を最小化するため、必要と認められる範囲内で初期対応を行うとともに、当該リスクに起因する別のリスクの有無も検討し、必要に応じて当該リスクに対する回避等措置も併せて講ずる。

2. 職員は、リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については協議を行い、上位者の指示に従う。
3. 役員は、リスクの発生を認知した後、速やかに必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について事務局と協議を行い、適切にこれを処理する。
4. 前3項の規定にかかわらず、役員等は、リスクを認識した端緒が内部通報（ヘルプライン）によるものである場合は、内部通報規程に定める対応を優先する。

## （リスク処理後の報告）

第7条 役員等は、リスクの処理が完了した場合は、当該リスクの発生から処理に至るまでの経過

及び処理結果について、適宜の記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(クレーム等への対応)

第8条 役員等は、口頭又は文書により、当法人の利害関係者から、クレーム、異議等を受けた場合は、それらが重大なリスクの発生につながるおそれがあることに鑑み、直ちに上位者に報告し、指示を受けなければならない。

2. 前項の報告を受けた上位者は、当該クレーム、異議等の重要度を判断し、事務局と協議の上、適切に対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役員等は、当法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては、常にリスク管理を意識し、その内容がリスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2. 役員等は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

(緊急事態への対応)

第10条 当法人は、次条に定める緊急事態が発生した場合は、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第11条 本規程における「緊急事態」とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人又は役員等に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 重大な事故
  - イ 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
  - ロ 役員等に係る重大な人身事故
  - ハ その他当法人の活動に起因する重大な事故
- (3) 感染症の拡大
- (4) 犯罪
  - イ 建物への放火、不法侵入その他の不法行為
  - ロ 役員等に対する暴行、恐喝、誘拐その他の不法行為
  - ハ 役員等による背任、横領等の不祥事
- (5) 機密情報の漏えい、情報システムへの不正なアクセス
- (6) 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
- (7) その他当法人の運営上の緊急事態

(緊急事態の報告等)

第12条 緊急事態の発生を認知した役員等は、直ちに適切な上位者に報告しなければならない。また、当該報告を受けた上位者は、直ちに理事長に報告しなければならない。

2. 前項の報告は、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。
3. 第1項による報告を受けた上位者又は理事長は、当該緊急事態の内容、緊急性及び重大性を踏まえ、警察、消防等に必要な通報を行うものとする。

(緊急事態への対応の基本方針)

第13条 第11条各号に定める緊急事態への対応（以下「緊急事態対応」という。）を行うに当たっては、次の各号に掲げる基本方針に従うものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
  - イ 生命及び身体の安全の確保を最優先し、環境破壊の防止にも努める。
  - ロ ライフラインの確保に努める。
  - ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。
- (2) 重大な事故
  - イ 生命及び身体の安全の確保を最優先し、環境破壊の防止にも努める。
  - ロ 消防等の指示に基づき、被害の拡大防止に努める。
  - ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。
  - ニ 事故の再発防止を図る。
- (3) 感染症の拡大
  - イ 生命及び身体の安全の確保を最優先する。
  - ロ 医師、保健所等の指示に基づき、感染拡大の防止に努める。
  - ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。
- (4) 犯罪
  - イ 生命及び身体の安全の確保を最優先する。
  - ロ 警察等の指示に基づき、被害の拡大防止に努める。
  - ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。
  - ニ 再発防止を図る。
- (5) 機密情報の漏えい、情報システムへの不正なアクセス
  - イ 被害状況（漏えいの有無、外部への影響の有無等）の把握
  - ロ 被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
  - ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。
  - ニ 再発防止を図る。
- (6) 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
  - イ 当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
  - ロ 再発防止を図る。
- (7) その他当法人の運営上の緊急事態
  - イ 当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
  - ロ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

ハ 再発防止を図る。

(役員等への指示及び命令)

第14条 理事長は、緊急事態に対応するに当たり、必要と認められるときは、役員等に対して一定の行動を指示又は命令することができる。ただし、理事長が指示を出せない時は、副理事長が指示を出すことができる。

(届出)

第15条 緊急事態に関して、所管官公庁への届出を必要とするものについては、理事長の承認を得て、事務局長が速やかに所管官公庁に届け出るものとする。

(報道機関への対応)

第16条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、理事長が取材に応じるものとする。

(理事会への報告)

第17条 理事長は、緊急事態対応を実施したときは、その直後に開催する理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 緊急事態対応の実施内容
- (2) 緊急事態対応の実施に至る経緯
- (3) 緊急事態対応の実施に要した費用
- (4) 第19条に定める懲戒の有無及びその内容
- (5) 今後の対策方針

(守秘義務)

第18条 役員等は、本規程に基づいてリスクの管理、緊急事態への対応を行うに当たり、当法人及び当法人の利害関係者に関する情報を取得した場合は、その秘密を保持しなければならない。リスクの防止及び当法人の損失の最小化を図るため正当な理由がある場合を除き、当法人の内外を問わず開示又は漏えいしてはならない。

(懲戒)

第19条 当法人は、リスクの管理及び緊急事態への対応に関して、役員等において次に定める行為があると認める場合は、当該行為をした者について、その違反の内容及び程度を考慮した上で、就業規則第21条、第22条及び第23条を準用して懲戒手続に付すものとする。

- (1) リスク及び緊急事態の発生に意図的に関与した者
- (2) リスク及び緊急事態のため必要があるにもかかわらず、本規程に定める回避等措置、通報その他の対応を意図的に行わなかった者
- (3) 前条に規定する守秘義務に違反した者

(4) その他リスクの管理及び緊急事態への対応に関して当法人に損失又は不利益をもたらす行為を行った者

(緊急時通報先の把握)

第20条 役員等は、緊急事態の発生に備え、第12条第1項に定める報告を行うための連絡先を把握しなければならない。また、当該連絡先が変更された場合は、速やかにその更新を行わなければならない。

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。